

議事概要別紙 (審議事項 (2) マイナス金利に関する会計上の論点への対応)

平成 28 年 1 月 29 日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年 2 月 16 日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に 0.1%のマイナス金利が適用されており、最近、円 LIBOR や国債の利回り等でもマイナス金利が観察されている。

これに関連して、当委員会に対して複数の会計上の論点について質問が寄せられている。これらのうち、本日は、金利スワップの特例処理の取扱いについて議論が行われた¹。

論点の所在

- 金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合、「金銭消費貸借における利息は、一般に元本利用の対価と考えられるから、その性質上、借入人が貸付人に支払うべきものであり、貸付人が支払うべきものとは解されない。(略) 適用金利の計算結果が負の数値になった場合には、単に利息としての性格を有する金額がなくなるに留まると解することに合理性が認められる。」²との見解がある。当該見解によった場合、仮に借入人の金利支払条件が円 LIBOR 等に連動しており、当該支払条件による適用金利が計算上マイナスとなった場合でも、貸付人は借入人に対してマイナス金利を適用して計算された利息相当額を支払う義務を負わないと考えられる。
- 一方、国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) が公表している 2006 年版の定義集 (2006 ISDA Definitions) によれば、金利スワップ取引においては、当事者が適用金利の下限をゼロとする条項を選択しない限り、適用金利がマイナスになった場合には、変動金利相当額を本来受け取る側の当事者が変動金利相当額の絶対額を支払うことが原則とされており、この場合、マイナス金利に基づいて当事者間で受払いが行われるものと考えられる。
- ここで、上記の見解を踏まえ、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合、当該変動金利に関するキャッシュ・フローを固定化しようとして、その他の条件が金銭消費貸借契約とほぼ同一である金利スワップ契約が締結され、当該金利スワップ取

¹ 当委員会の事務局が調べた範囲では、平成 27 年 3 月期の有価証券報告書において、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」のうち「重要なヘッジ会計の方法」の中で金利スワップの特例処理を記載している会社は 969 社であった（「重要なヘッジ会計の方法」の記載を対象に「特例」をキーワードにして検索した。）。

² 金融法委員会「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」（平成 28 年 2 月 19 日 (平成 28 年 2 月 23 日一部訂正)）に記述されている。なお、当該文書では、「具体的な契約文言、取引の経済的合理性、当事者の取引動機（特定の取引のヘッジ目的等）、説明・交渉経緯、当事者の属性等の個別事情により、一般的な考え方とは異なる内容の合意が認定されることは充分にあり得る。」とされている。

引に対して、いわゆる「金利スワップの特例処理」が適用されているとき、当該金利スワップの特例処理を継続できるかとの質問が寄せられている。

- これは、借入金の変動金利について上述のように解釈するとき、当該借入金に係る支払利息額と、金利スワップにおける変動金利相当額とが相違し、結果的に、金利スワップの特例処理の要件を満たさないと判断される可能性があるとの懸念による。

会計基準の定め

- 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）(注 14)では、金利スワップの特例処理について、「資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。」とされている。
- 上記を受けて、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 178 項では、金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件をすべて満たす必要があるとされている。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
- ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること。）。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

上記①の条件に関し、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本

については、いずれかの 5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えて、この特例処理を適用することができる。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たさない場合であってもヘッジ会計の要件を満たすときは、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用することができる。

検 討

- 金融商品会計基準(注 14)では、金利スワップの特例処理の要件の 1 つとして、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)について、金利スワップと金利変換の対象となる資産又は負債でほぼ同一であることが求められている。
- 一方、金融商品実務指針第 178 項では、金利スワップに支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合の取扱いは示されているものの、ヘッジ対象資産の受取金利又はヘッジ対象負債の支払金利についてゼロが下限とされている場合の取扱いは明らかにされていない。
- ここで、金融商品会計基準や金融商品実務指針(「金融商品会計に関する Q&A」を含む。)が公表された時点において、金利がマイナスとなる状況は想定されていなかったと考えられる。また、マイナス金利の状況において金利スワップの特例処理を継続できるか否かに関する取扱いは、これまで議論されていない。
- 本論点に対して当委員会としての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられ、現時点において、マイナス金利の状況における金利スワップの特例処理の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。
- しかしながら、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合³でも、次の観点から、平成 28 年 3 月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられる。
 - 金利スワップの特例処理については、金利スワップとヘッジ対象となる負債の条件等が完全に一致していることではなく、ほぼ同一であることを要件としている中で、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額(ゼロ)と金利スワップにおける変動金利相当額とを比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられること

³ 前掲の脚注 2 を参照のこと。

以 上